

熱海市庁舎電気需給仕様書

熱海市庁舎で使用する電気に係る契約等については、関係法令に定めるもののほか、この仕様書等によるものとする。

1 概 要

- | | | |
|-----|--------|------------------------|
| (1) | 件 名 | 熱海市庁舎電気需給 |
| (2) | 需要場所 | 熱海市役所第1庁舎
熱海市中央町1-1 |
| (3) | 業種及び用途 | 官公署 |

2 仕 様

(1) 受電電気方式等

- | | | |
|---|--------------|-----------|
| ① | 受電電気方式 | 交流3相式3線式 |
| ② | 受電使用電圧（標準電圧） | 6,600ボルト |
| ③ | 計量電圧（標準電圧） | 6,600ボルト |
| ④ | 標準周波数 | 50ヘルツ |
| ⑤ | 電気方式 | 1回線受電方式 |
| ⑥ | 蓄熱槽の有無 | 無 |
| ⑦ | 非常用自家発電設備の有無 | 有（220kVA） |
| ⑧ | 太陽光発電設備の有無 | 無 |

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量 別紙1のとおり

- | | | |
|---|---------|---|
| ① | 予定契約電力 | 331kW
※ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需用電力のうち、いずれか大きい値とする。 |
| ② | 予定使用電力量 | 821,317kWh（1年分） |
| ③ | 使用電力実績 | 別紙1のとおり |

(3) 需給期間

令和8年4月1日0時から令和11年3月31日24時まで（3年間）

(4) 供給地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

熱海市の施設した開閉器箱（A1形）内の東電パワーグリッド㈱の地中引込線と熱海市のしゃ断器電源側接続点

(5) 電力量の計量

- | | | |
|---|---------|------|
| ① | 計量日（毎月） | 13日 |
| ② | 検針方法 | 自動検針 |

(6) 電気料金の算定方法

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ① | 電気料金は、各月毎の契約電力及び使用電力量等により算定するものとする。 |
|---|-------------------------------------|

② 電気料金は、次の(ア)から(エ)に揚げる料金を合算した額とする。

(ア)基本料金 契約電力、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

$$\cdot \text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

(イ)電力量料金 使用電力量及び電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

$$\cdot \text{電気料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

(ウ)燃料費調整額等 電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるもの

③ 電気料金の算定に係る端数調整は次のとおりとする。

(ア)契約電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(イ)使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(ウ)力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(エ)料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(7) その他

① 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指定する連絡先に指示・報告が出来るようにしておくこと。

② その他、仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者両者協議の上、決定することとする。